

# 入会及び退会規程

## (目的)

第1条 この規程は、定款第7条、第9条及び第10条の規定に基づき、一般社団法人エンターテインメントXR協会（以下「この法人」という。）の会員の入会及び退会に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (会員の種別)

第2条 この法人の会員の種別は、次の2種とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
  - (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- 2 正会員をもって、この法人の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

## (入会手続)

第3条 会員になろうとする者は、この法人所定の入会申込書に添付書類を付して提出しなければならない。

2 入会は、第4条に定める基準により、代表理事においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

## (入会基準)

第4条 代表理事は、以下の基準に鑑み、会員になろうとする者の入会の可否を決するものとする。

- (1) エンターテインメントXRに関する事業を行い又は行う予定があること。
- (2) この法人の名声及び信用を害するおそれがないこと。
- (3) 反社会的勢力との実質的に非難されるべき関係性を有しないこと。
- (4) その他、この法人への入会が不適當であると判断される事情がないこと。

## (除名)

第5条 会員が、次のいずれかに該当するときは、社員総会の特別決議により除名することができる。

- (1) この法人の定款その他の規程に違反したとき。

- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
  - (3) 反社会的勢力と実質的に非難されるべき関係性を有すると判明したとき。
  - (4) その他の除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 会員を除名にするときは、除名を審議する社員総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(退会)

第6条 会員は、退会届をこの法人に提出して、任意に退会することができる。

- 2 前項の場合、会員が納入した入会金及び会費については、これを返還しない。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は代表理事が別に定める。

附 則

1. この規程は、平成29年9月12日から施行する。
2. この規程の一部を変更し、令和3年1月26日から変更実施する。